鳥栖市教育委員会 教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間延長に伴う 学校施設開放について

この度、佐賀県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けまして、 鳥栖市立各小中学校の臨時休業を延長することといたしました。今回の臨時休業におきま しても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、<u>子どもたちを自宅で休ませること</u>、 **集団を作らないこと**を趣旨として実施いたします。

しかしながら、前回同様、急な臨時休校となりますことから、下記に示すお子様を対象に、3月16日から3月24日までの平日、引き続き学校の教室を自主学習の場として8:00から16:00までの間、開放することといたしました。

対象となるお子様をお持ちのご家庭で利用をご希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、各学校にご提出ください。

なお、3月25日から4月5日までは、春季休業となりますので、放課後児童クラブに 登録されているお子様のみ、放課後児童クラブにて対応することとなります。

臨時休業の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

次に示す**4つの条件を全て満たす家庭**のお子様を対象といたします。ご確認いただきますようお願いいたします。

【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休業期間中において、8:00から16:00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけでの留守番が困難な家庭
- ④ 小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、<u>制服(ない場合は私服)に名札着用</u>でお 願いします。
- 児童の安全確保の観点から小学生につきましては、必ず<u>保護者等による送迎</u>をお願いします。

学校は、8:00に開校いたしますので、その時刻に合わせてお子様を学校に送り届けてください。また、16:00を過ぎてお子様の迎えが確認できない場合は、連絡させていただきます。

- 〇 給食はないため、 $\underline{\textbf{弁当を持参}}$ させてください。持参できない場合は、12:00までの利用となります。その場合は、12:00の送迎をお願いします。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、<u>風邪の症状や</u> 発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先してください。
- 帰宅後は、<u>必ず手洗い</u>を行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後には、**必要以上に手を口元に近づけない**ようご指導ください。

申請者 住 所 鳥栖市 保護者名

(EJJ)

新型コロナウイルス対策に係る臨時休校期間の学校施設利用申請書

臨時休校期間中、家庭及び施設等で対応できないため、【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】および【お願い】に示された内容に同意し、以下のとおり学校施設の利用を申請いたします。

なお、臨時休校期間に学校施設内で新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合について、学校及び教育委員会に対して責任は問いません。

記

1. 利用者

<u> </u>						
学年学級	利用者名					
年 組						

2. 緊急連絡先 ※勤務先を必ず御記入ください。

	<u> </u>						
		続柄	氏名	携帯番号	勤務先及び電話番号		
	1				勤務先		
	T				Tel		
	9				勤務先		
	Z				Tel		
	3				勤務先		
	3				Tel		

- ※感染拡大防止の観点から、同居する家族を優先的にご記入ください。
- ※16:00を過ぎて保護者への引き渡しが確認できない場合は、連絡をさせていただきます。
- 3. 利用予定期日 ※利用される期日に「○」をご記入ください。

3月16日(月)	3月17日(火)	3月18日(水)	3月19日(木)	3月20日(金)
3月23日(月)	3月24日(火)			

- ※本申請書にて得た個人情報につきましては、目的以外に使用いたしません。
- ※3月25日(水)からは、なかよし会利用者のみの対応となります。